

子ども・子育て支援金制度について

1 概要

国は、こども未来戦略「加速化プラン」で定めた、子育て支援を拡充するため、高齢者を含む全ての世代や企業の方々から拠出いただく「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度から段階的に実施する。

2 支援金について

- ・医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）ごとに医療保険料と合わせて徴収（拠出）される（金沢市国民健康保険は6月より、後期高齢者医療制度は7月より徴収開始）
- ・令和10年度までに段階的に導入するとしており、支援金総額や保険料等は引き上げとなる予定

区分	R8	R9	R10
○国全体の支援金総額	6,000億円	8,000億円	1兆円
○加入者一人当たり支援金額(月額)			
全制度平均	250円	350円	450円
国民健康保険(市町村国保)	250円	300円	400円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円
被用者保険 ※事業主負担除く	300円	400円	500円

※加速度プラン総額3.6兆円の財源

引用：厚生労働省公表資料より

3 支援金充当事業

事業名	開始時期	概要
児童手当の拡充	R6.10	所得制限撤廃、支給期間を高校生まで延長、第3子以降の支給額拡充
出産・子育て応援給付金の制度化 (妊婦支援給付金)	R7.4	妊娠時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこども1人につき5万円を支給
共働き・共育を推進するための経済支援 (出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金)	R7.4	出生直後に両親ともに育児休業取得した際、手取りの10割相当を支給 等
こども誰でも通園制度	R8.4	保育所等に通っていないこどもが、0歳6か月から3歳未満時に、時間単位で利用可能
国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除	R8.10	父：出生後12か月 母：産前産後期間4か月、以降9か月



こども・子育て
世帯を応援！



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など
こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。
給付の拡充には、令和8年度から始まる
子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
 - 支給期間を高校生年代まで延長します。
 - 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
 - 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
- ※ 令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

育児期間中の 国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
- ※ 令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
- ※ 令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
- ※ 令和8年度より全国実施

金沢市国民健康保険における 子ども・子育て支援金分の保険料(令和8年度)

子ども・子育て支援金に係る保険料率(年額)は、
所得割0.29%、平等割が720円、均等割1,320円です。

※ こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。)については、均等割額が全額軽減されます。

徴収開始時期は6月です。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

※ 令和8年4月分からの保険料を10分割(年金天引きの方は10月・12月・2月の3分割)でお支払いいただきます。

もっと知りたい!

子ども・子育て支援金制度 Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?

A 全ての世代や企業のみならずから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

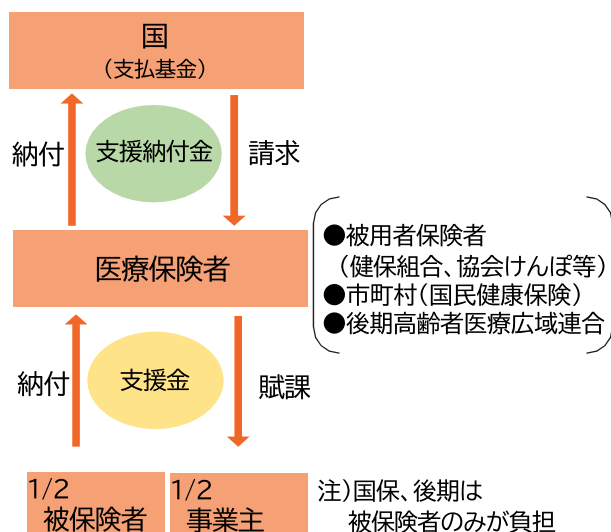
Q どうして「支援金制度」が必要なの?

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの?

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ



Q なぜ独身や高齢者も支払うの?

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。



Q 支援金により負担が増えるの?

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金
制度について」



こども家庭庁公式note
「最近話題の「子ども・子育て
支援金制度」について」



子ども・子育て支援金制度コールセンター
金沢市保険年金課

0120-303-272(9時から18時(日曜・祝日除く))
050-1792-1620(自動応答)

令和8年（2026年）10月から

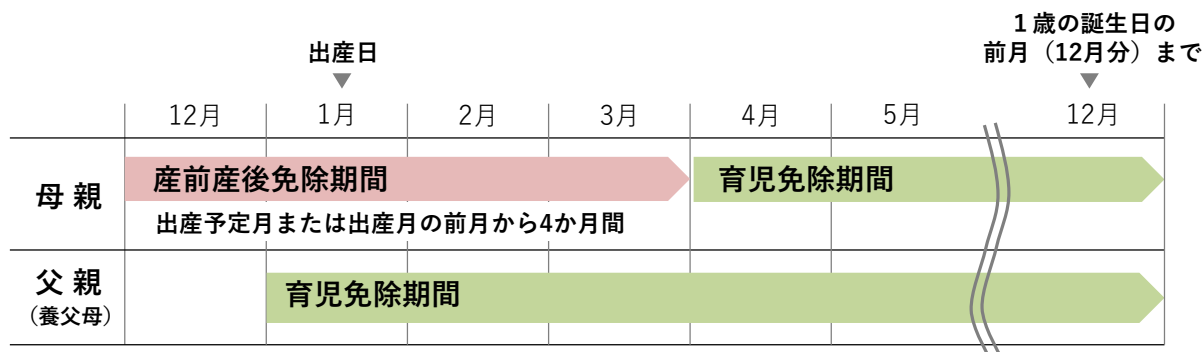
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



マイナポータル（電子申請）はこちら
<https://myna.go.jp>